

関東運輸局プレスリリース

令和3年9月7日

電動キックボード等で公道を走る場合について — 道路運送車両の保安基準に適合していないといけません —

電動機キックボード等で公道を走る場合には、道路運送車両の保安基準に適合していないといけません。その他にも、ナンバー取付や自賠責保険への加入、運転免許等の交通ルールを守る必要があります。

最近、電動キックボードについてのお問い合わせが多く寄せられております。また、電動キックボードによる事故も増加しており、警視庁では、事故を起こした運転者を自動車運転処罰法違反（無免許危険運転致傷）などの疑いで書類送検したという報道もありました。

お問い合わせがある電動キックボードは、道路運送車両法上の「原動機付自転車」に該当するケースが多く、また、道路運送車両の保安基準に規定された「原動機付自転車の保安基準」に適合していないものも見受けられます。その他にも、ナンバー取付や自賠責保険への加入、運転免許等の交通ルールを守る必要があります。

電動キックボードの安全性を確保するために必要となる保安装置の保安基準等については、別紙のとおりとなっておりますので、電動キックボードを購入・使用する際は、ご参考としてください。

- 国土交通省 HP：道路運送車両の保安基準

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000007.html

（原動機付自転車の保安基準：第59条～第67条等）



- ※ 電動キックボードについては、各地域において実証実験が行われておりますが、車両構造は道路運送車両の保安基準に適合させる必要があります。

（問い合わせ先）

関東運輸局自動車技術安全部技術課 久手、鈴木

電話：045-211-7255（直通）

FAX：045-201-8813

（配布先）横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、関東運輸局記者会〔ハイタク等専門紙〕、物流専門紙

電動キックボード等で公道を走る場合には 道路運送車両の保安基準に適合していません

その他にも、ナンバー取付や自賠責保険への加入、
運転免許等の交通ルールを守る必要があります。

※ナンバーについては、最寄りの市役所等に、自賠責保険については扱っている保険会社へお問い合わせ願います。

電動キックボード等に必要な保安装置 (原動機付自転車に該当する場合)



原動機付自転車の範囲及び種類

長さ：2.5m以内 幅：1.3m以内 高さ：2.0m以内

定格出力：1.0kW以下(定格出力0.6kW以下の場合は、第1種原動機付自転車になります。)

道路運送車両の保安基準 その他要件(抜粋)

〔制動装置〕

細目告示別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置が必要です。(最高速度25km/h未満の第2種原動機付自転車の場合)

〔灯火及び保安装置関係〕

性能、取付位置等については告示の要件を満たす必要があります。

※これら保安基準については、国土交通省のHPをご覧ください。

(保安基準等) 第59条～第67条等



道路運送車両を保安基準に適合させるのは使用者の責任です。適合しているかどうか、わからない場合は、必ず購入時に販売店等において確認してください。



関東運輸局
Kanto District Transport Bureau

